

# 介護予防 訪問型サービス

## (第1号訪問事業) 重要事項説明書

<2023年4月1日現在>

### 1. 当天神町ヘルパーステーションが提供するサービスについての窓口

電 話 0248-27-4030

担 当 安部 和佳子 高村 陽子 鈴木 美里 藤田 恵里  
月～金（午前8:30～午後5:30）

祝祭日・年末年始と土日は転送電話での対応となります。

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

### 2. 社会福祉法人 くわの福祉会 天神町ヘルパーステーションの概要

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	社会福祉法人 くわの福祉会 天神町ヘルパーステーション
所在地	白河市勘定町22
介護予防指定番号	指定番号 0770500247
サービスを提供する地域※	白河市区域（大信・東・表郷エリアを除く）

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

#### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
サービス提供責任者兼 管理者	介護支援専門員 介護福祉士	1名		・第1号訪問事業の統括 ・職員の指揮監督	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	3名		・第1号訪問事業計画関係 を中心とする業務 ・サービス内容の管理 ・訪問介護員の資質向上・ 指導育成	3名
従業者	2級修了者		13名 (0名)	・第1号訪問事業の業務	13名 (0名)

※（ ）内は男性再掲

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~21:30	備考
平日	○	○	○	
土・日 ・祭日	○	○	○	

3. サービス内容

1. 身体介護	1. 食事介助 2. 服薬介助 3. 排泄介助 4. おむつ介助 5. 陰部洗浄 6. 入浴介助 7. 洗髪 8. 部分浴 9. 全身清拭 10. 部分清拭 11. 清潔整容 a. 洗顔・顔拭き b. 髪の手入れ c. 爪切り・耳掃除 d. ひげ剃り 12. 体位交換 13. 衣服の着脱介助 14. 通院介助 15. 車椅子介助 16. 移動・移乗介助 17. 歩行介助 18. 口腔ケア 19. 義歯洗浄 20. 相談助言 21. その他
2. 生活援助	1. 洗濯 2. 掃除 3. 買い物 4. 調理 5. 食事の後片付け 6. 衣類の補修・整理 7. シーツ交換 8. 寝具干し 9. 寝室の整理 10. 相談・援助 11. その他

4. 利用料金

(1) 利用料

お支払いいただく料金は下記の料金の負担割合に応じた金額となります。

※1 割負担の方は、①本人の合計所得金額が 160 万円未満。②年金収入+その他の所得の合計が 280 万円未満（単身世帯）。夫婦世帯の場合 346 万円未満

※2 割負担の方は、①本人の合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満。②年金収入+その他の所得の合計が 280 万円以上（単身世帯）。夫婦世帯の場合 346 万円以上

※3 割負担の方は、①本人の合計所得金額が 220 万円以上。②年金収入+その他の所得の合計が 340 万円以上（単身世帯）。夫婦世帯の場合 463 万円以上

但し介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

【料金表－基本料金・昼間－】

( 月額 )

	訪問型サービスⅠ (週1回の利用)	訪問型サービスⅡ (週2回の利用)	訪問型サービスⅢ (Ⅱを超える利用)
第1号訪問事業対象者 支援1	月額：11,760円	月額：23,490円	
支援2	月額：11,760円	月額：23,490円	月額：37,270円

(2) 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の13.7%

(3) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の6.3%

(4) 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の2.4%

※(2)(3)(4)合計、22.4%の加算となります。

(5) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、指定市域の境界線から1キロメートル毎に20円となります。

(6) その他

①利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

②料金のお支払い方法

毎月、20日までに前月分の請求を致しますので、30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、口座自動引き落とし、現金集金のどちらかからご契約の際に選べます。

(7) キャンセルについて

訪問のキャンセルがある場合、事前に連絡をお願い致します。

TEL 27-4030

訪問後のキャンセルが無いようご協力ください。尚、訪問後のキャンセルが頻繁な場合、サービス提供をお断りする場合があります。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、担当の地域包括支援専門員（介護支援専門員）にご相談ください。当ヘルパー事業所に依頼があった後、電話連絡により日程調整し当職員が訪問させていただきます。

訪問の際、①重要事項説明書②契約書の説明と利用者様の身体状況や生活状況に関しての聞き取り調査をさせていただきます。

利用者様の納得の上、契約締結後、サービス提供を開始させていただきます。

サービスの提供に関しては、「介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント」を元に「第1号訪問事業計画書」を作成の上、計画書に沿ったサービスを提供させていただきます。

## (2) サービスの終了

### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までに文書でお申し出ください。

### ② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても、自動的にサービスの提供を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合

- ・予防介護給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、介護、非該当（自立）と認定された場合

※要介護の認定を受けた場合、再度契約することができます。

- ・利用者がお亡くなりになった場合

### ④ その他

- ・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、また社会福祉法人くわの福祉会が解散した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当ステーションや当ステーション従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

## 6. サービスの提供の記録

(1) 当ステーションは、第1号訪問事業の実施ごとに、サービスの内容等を報告書に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

(2) 当ステーションは、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。

(3) ご利用者は、自分に関する第1項のサービス実施記録の閲覧、複写物の交付を求めることができます。

(4) ご利用者の代理者等が当該利用者の1項のサービス実施記録の閲覧、複写物の交付を求める場合は、個人情報管理規程第14条に基づき対応するものとします。

(5) ご利用者が重度の障がい等により利用者本人の意思が確認できないときは、個人情報管理者、または、必要に応じて個人情報管理委員会の指示のもと速やかに必要な対応を行ないます。

## 7. 当ステーションの第1号訪問事業の特徴

### (1) 基本理念と運営方針

当ステーションの訪問介護の事業は、法人の理念である「安心」「安全」「納得」できるサービスの提供により、利用者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援いたします。

訪問介護員は、食事、入浴、排泄等身体的介護や、調理、掃除、洗濯等家事援助など生活全般にわたる様々な援助を行ないますが、そのすべての援助は利用者が居宅でその能力に応じて自立した生活を目指すものです。

援助にあたっては要支援者等の心身の状況等に応じた適切なサービスが提供できるように、第1号訪問事業計画書を作成し、訪問介護員一同が共通認識のもとチームケア実現に向けて努力いたします。

### (2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
訪問介護員（ホームヘルパー）の変更	○	変更希望される方はお申し出ください。協議の上調整します。
男性訪問介護員（ホームヘルパー）の有無	×	
サービス従事者への研修の実施	○	毎月、勉強会を実施し資質向上を図ります。各種研修にも参加しています。
サービスマニュアルの作成	○	
その他	○	利用者並びにその家族に対し、満足度の調査を行います。（年1回）

## 8. 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供中の様態の変化、または不慮の事故等に対する対応は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族等に、また、介護予防支援事業所、市町村にも迅速に連絡を行なうとともに、必要に応じ救急隊への連絡等その場に応じた措置を講じます。

## 9. 秘密保持

(1) 当ステーションおよび従業員は、個人情報管理規程第9条、第11条3項に基づき、正当な理由がない限り、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族または身元引受人に関する秘密を漏らしません。

(2) 当ステーションは、従業員が退職後、在職中に知り得たご利用者、ご利用者家族または代理者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(3) 当ステーションは、利用者の個人情報を用いる場合は利用者様から、利用家族の個人情報を

用いる場合は利用者家族様、それぞれ予め文書で同意を得ます。

## 10. サービス内容に関する苦情

### (1) 当ステーションのご利用者相談・苦情担当窓口

電話 0248-27-4030 受付時間 月～金曜日 10時～17時

・相談・苦情受付担当 : 安部 和佳子・高村 陽子・鈴木 美里・藤田 恵里

・苦情解決責任者 : 安部 和佳子 (所長)

【TEL0248-31-2540】

・第三者委員 : 織井 希江 (くわの福祉会後援会事務局)

【TEL024-962-3951】

齋藤 征男 (元行政職員)

【TEL024-938-3520】

先崎 伍郎 (元くわの福祉会理事)

【TEL080-5736-5603】

東瀬 聖子 (きよこ) (ケアハウス利用者)

【TEL024-962-3939】

### (2) 第三者評価等の有無

第三者評価 : 無

### (3) その他

当ステーション以外に、市の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

白河市 高齢福祉課 介護保険係 【TEL0248-22-1111】

福島県 福島県国民健康保険団体連絡会 【TEL024-528-0040】

## 11. 当法人の概要

(1) 名称・法人種別 社会福祉法人 くわの福祉会

(2) 代表者役職・氏名 理事長 多勢 芳朗

(3) 所在地・電話番号 郡山市大槻町西勝ノ木 5-1

電話 024-962-3939

## 12. その他

利用者のご希望に沿えるよう適宜協議します。

## 13. 記載内容の基準日

2023年4月1日

年 月 日

第1号訪問事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 白河市勘定町 22  
名 称 社会福祉法人くわの福祉会  
天神町ヘルパーステーション  
管理者 安部 和佳子 印

説明者 サービス提供責任者  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から第1号訪問事業についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(代理者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

